

重要な
お知らせ

～ 2in1Win システムをご利用の皆様へ～

年間保守のご加入で新オンライン申請 (平成 23年2月14日以降)も万全です

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご周知のとおり、平成23年2月14日に法務省の新オンライン申請システムが運用開始されます。それに伴い、2in1 システムも大幅にバージョンアップ致します。現在年間保守にご加入されていないお客様は同日以降、2in1 システムを利用してオンライン申請が出来ません。年間保守にご加入頂き、ソフトをバージョンアップしますと、平成23年2月14日以降も万全の態勢で安心してオンライン申請ができます。

年間保守に
ご加入により

現在の不動産システムを**全面リニューアル**したソフトを提供します。
2in1 独自の**オンライン申請システム**を提供します。

法務省新オンライン申請は“こう変わる!!”

平成 23 年 2 月 14 日から運用開始される「新オンラインシステム」は、信頼性、処理性能の向上及び拡張性等を確保したシステムとするとともに、登記手続固有の大量・迅速性、双方性に配慮したシステムとすることを目的としています。

新オンラインシステムの運用が開始されると、不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記、債権譲渡登記の 4 手続について現在のオンライン申請システムでは申請できなくなります。

そして、新システム上での申請は以下のパターンに分かれます。

① 民間業者製システムを使わない場合

● 申請用総合ソフト（法務省提供ソフト）による申請

※現在の「申請書作成支援ソフト」と「オンライン申請システム」が一体となったイメージ



<特徴>

- ・無料で利用可能（現在ベータ版を配布中）
- ・ほとんどのデータを手入力する必要がある
- ・書面申請の場合には申請用総合ソフトでの管理は出来ない
- ・外字ビットマップファイルは手動で作成する必要がある
- ・データのバックアップは手動で行う必要がある
- ・複数 PC で利用する場合、データの共有は出来るが同時作業が出来ない etc...

● Web ブラウザのみによるかんたん証明書請求

- ・ Web ブラウザのみで登記事項証明書等の請求をするもの→1 請求あたり 10 件までの証明書を請求可能
- ・ 2in1Win や申請用総合ソフトを使用する場合に比べて 1 請求あたりの件数が少ない

② 民間事業者製ソフトウェア（2in1Win 等）による申請

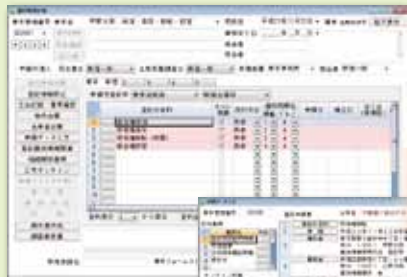
現在のオンライン申請システムと比べ 2in1Win のような民間事業者製ソフトウェア（以下民間ソフト）との連携が強化され、民間ソフト内で申請データの作成→電子署名→送信→電子納付→公文書（登記完了証）の取得まで全ての手続きが可能になります。

そして当社独自の“2in1 オンライン申請システム”はこう変わります!!

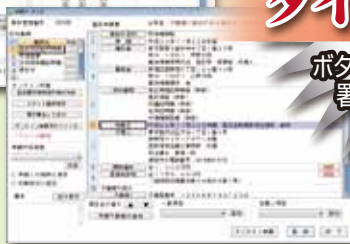
新オンラインシステムにおいては、「2in1 Win システム」「2in1 Win オンライン申請システム」の2つだけで申請や添付書類などの書類作成から公文書取得まで、現在法務省オンライン申請システム上で行っていた一連の作業が全て 2in1Win の中で出来るようになりますので現在のオンライン申請手続きの「2in1 Win システム」→「申請書作成支援ソフト」→「法務省オンライン申請システム」の順で進み、申請後も処理状況の確認から公文書（登記完了証）の取得までは法務省オンライン申請システムにログインして確認する必要があったり、特に連件申請の場合は申請書 1 件ごとに署名をしていたため、時間が掛かっていた事等も解消されます。

■2in1 不動産登記システム

申請書、添付書類などその他の書類を作成



▲事件管理台帳画面



▲申請データ入力画面

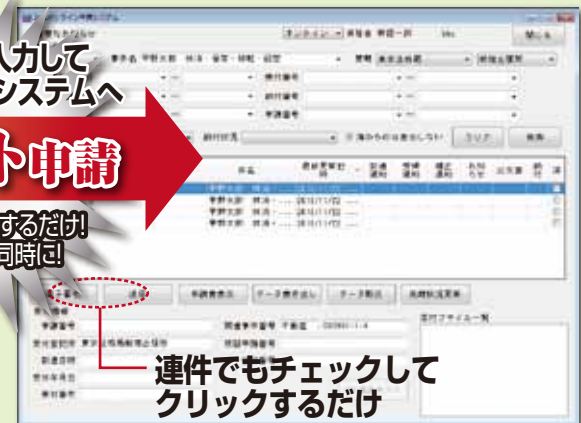
新システムに向けて画面を一新!

機能性・操作性が向上し、さらに使いやすいシステムに。

※商業、動産・債権譲渡システムは画面の変更はありません

■2in1 オンライン申請システム

申請データにデジタル署名、法務省へ送信
→処理状況の確認から公文書取得



申請データを入力して
2in1 オンラインシステムへ
ダイレクト申請

ボタンをクリックするだけで
署名と添付を同時に!

連件でもチェックして
クリックするだけ

オンライン申請データの管理が可能

連件申請の場合も、まとめて1回で完了。
さらに、申請後の処理状況確認から公文書（登記完了証）の取得まで出来る!

連件申請でも申請データを作成して、一括署名・一括申請で大幅な時間の短縮が可能に!!

全てバージョンアップにて対応致します。新たに別のソフトを購入する必要はありません。

新システムへの切替えについて

新システム移行前(2月10日以前)、システム移行後(2月14日以降)にオンライン申請される方は下記にご注意ください。

→10日の申請は17時15分までとなり、それ以降の申請は出来なくなります。

→14日以降に申請される場合は現システムによる申請が出来なくなりますので、申請前に新システムへ移行する必要があります。

※システム切替に伴い各ユーザー様ご自身で作業頂く具体的な内容(バージョンアップ、法務省ID登録等)及び移行後、2in1Winの詳細に関しては、**同封のQ&Aをご確認ください**。また当社ホームページに順次掲載致しますので併せてご確認ください。URL: <https://www.bbcinc.co.jp/download/index.cgi>

新オンライン申請システムの対応OS

対応OS: Windows XP(SP3)、Vista(SP2 推奨、32bit)、7(32bit)

※対応OS以外のPCでは新オンライン申請を行うことが出来ませんのでご注意ください。

※Windows2000、Windows2000 Server 並びに Microsoft office 2000 に付きましては、Microsoft のサポート終了及び法務省非対応により、当社もサポート対象外とさせていただきます。対応OS以外のPCを既にご購入されている方はご相談ください。



お問い合わせは

03-6302-0610



インターネットもぜひご覧ください

<http://www.bbcinc.co.jp/>

bbcinc 検索

株式会社ビービーシー

本社: 〒163-1306 東京都西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6階

Q1. 2in1の新オンライン申請システムはいつ、どのように提供されるのでしょうか？

- 【A】平成 23 年 2 月 1 日 13 時にリリース予定です。
当社ホームページからダウンロードページにログインし、バージョンアッププログラムをダウンロードしてください。
当日は混雑が予想されます。ダウンロードがスムーズに進まない場合は時間を置いてダウンロードしてください。

Q2. 平成 23 年 2 月 14 日までにしなければならないこと・注意する点は？

【A】

- ① 2in1Win ユーザー様で、年間保守契約が切れている方は加入してください。
※年間保守契約更新時期のユーザー様、もしくは現在加入されていないユーザー様には別紙、年間保守のご加入（継続）方法についてお知らせを同封しておりますのでご確認ください。その他のユーザー様は年間保守期間中ですので特に手続きは不要です。
- ② お使いの 2in1Win システム（不動産、不動産 Lite 版、商業、謄本オンライン、動産・債権譲渡システム）を最新版にバージョンアップしてください。
古いバージョンのシステムでは、新オンライン申請システムをダウンロードする事が出来ません。
- ③ 平成 23 年 1 月 17 日開設の法務省新オンライン申請システムの新サイトで利用者情報の新規登録をする必要があります。（現行の ID、PW を使用する事は可能です）
2in1Win ユーザーの方は平成 23 年 1 月 18 日から、新しくダウンロードした全自動オンラインシステムにて簡単に法務省新オンライン申請の利用者情報の新規登録が行えますので、ご利用ください。
- ④ 平成 23 年 2 月 1 日 13 時にリリース予定の 2in1Win 新オンライン申請システムを当社ホームページのダウンロードページからダウンロードしてください。
おおよそ、「2月14日までオンライン申請をしない」とした時点でダウンロードされることをお勧めします。
※データ移行後に、旧不動産プログラムに入力した場合、新不動産プログラムに再入力する必要があります。

システム切替に伴い各ユーザー様ご自身で作業頂く具体的な内容及び移行後の詳細に関しては、当社 ホームページに順次掲載致します。
URL : <https://www.bbcinc.co.jp/download/index.cgi>

Q3. 現在使っているソフトのデータはどうなるのでしょうか？

- 【A】現在の 2in1 システムのデータはそのまま使うことができます。
不動産システムに関しては、新システムを起動させた初回に、自動でデータ移行作業を行います。商業システム・動産債権譲渡システムに関してはバージョンアップのみでお使いいただけます。ただし、現システム上で作成したオンライン申請データは、不動産・商業ともに新システム上で申請に使うことは出来ませんのでご注意ください。

Q4. 現在の法務省オンライン申請の環境はどうすればいいのでしょうか？

- 【A】現在の法務省オンライン申請環境は、新オンライン申請には不要となります。
ただし、（財）民事法務協会提供の『登記情報提供サービス』をご利用の方は必要となりますので、構築された環境は消さない様にご注意ください。また会社設立にて公証人への定款認証である『電磁的記録の認証の囑託』を申請する為にも現在の法務省オンライン申請環境は必要となりますので重ねてご注意ください。

Q5. 新オンライン申請への移行に伴うサポート体制は？

- 【A】下記スケジュールにてサポート窓口を開設しております。（2月11日（金）から2月13日（日）は、通常のサポートについては、ご遠慮ください。）安心して新オンライン申請を行って頂けるように、万全の体制でサポート致します。
※サポート専用 TEL : 03-6302-0610

【現システム最終日】 2月10日（木）	【建国記念の日】 2月11日（金）	2月12日（土）	2月13日（日）	【運用開始日】 2月14日（月）
9:00~ 21:00	9:00~ 17:00	9:00~ 17:00	9:00~ 17:00	8:00~ 21:00

仕掛中の申請を新オンライン申請システムにて処理するには「オンライン処理申出様式」を送信する必要があります。

●オンライン処理申出様式について

送信するのは2月14日(月)の一日限り(午前8時30分から午後5時15分まで)です

- ①申請した登記所、受付年月日、受付番号及び申請人(代理人)の情報を入力します。
- ②登録免許税は、入力できません。→一律「印紙納付」となります。

<オンライン処理申出様式に記載する情報>

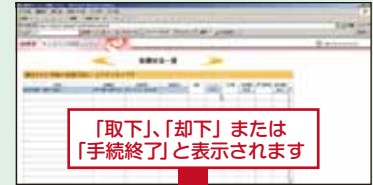
登記所	教育法務局東都出張所
受付年月日	平成23年2月8日受付
受付番号	第1234号
申請人(代理人)	住所 氏名

【仕掛中の例】

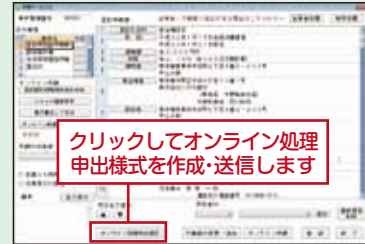
- ・登録免許税が未納付
- ・補正中
- ・実地調査
- ・事前告知
- ・2月10日(木) 業務終了間際の申請

●2in1Winでの処理の流れ

現行の法務省オンライン申請システム



2in1Win 新不動産システム(イメージ)



Q1. 23年2月10日(木) 午後5時15分までに、現行オンラインシステムにおいて完了しなかった申請は、どうなるのですか

【A1 申請について】

平成23年2月10日(木) 午後5時15分以降、仕掛中(処理状況が「手続終了」「却下」「取下」となっていない状態。「審査終了」し電子公文書未受理のものは含まない。)であるものは、2月14日(月)(一日に限り)に、「オンライン処理申出様式」を送信することで、以後、新オンライン申請システムにおいて、補正、取下、電子公文書の取得が可能となります。

また、「オンライン処理申出様式」を送信しなかった場合、書面申請をした場合と同様の処理がされることとなります。

※現行オンラインシステムにおいて補正中の申請は、システム切替え後、オンライン処理申出様式の送信を受け、改めて、オンライン処理申出様式に対する補正通知がされます。

【A2 電子納付について】

23年2月10日(木) 午後5時15分までに電子納付をしなかった場合は、印紙納付をすることとなります。(「オンライン処理申出様式」を送信した場合も同様です。)

Q2. 完了しなかった申請について、2月14日(月)以降、現行オンラインシステムの処理状況はどうなるのですか

【A】

①登記識別情報に関する証明請求

2月10日(木) 午後5時15分時点で電子納付されていないものはシステム上「却下」又は「手続終了」と表示されます。

②証明書送付請求(不動産、商業・法人)

2月10日(木) 午後5時15分時点で電子納付されていないものはシステム上「却下」又は「手続終了」と表示されます。

→システム上「却下」又は「手続終了」と表示されたものは、2月14日(月) 午前8時30分以降、新オンラインシステムに改めて請求することとなります。

③登記識別情報の失効の申出 2月10日(木)中に処理がされます。

④動産譲渡登記・債権譲渡登記

2月10日(木)中に処理がされる予定です。ただし、2月10日(木) 午後5時15分の時点で登録免許税又は手数料が未納の申請は、システム上「取下」「却下」「手続終了」のいずれかの処理状況に遷移します。この場合、オンライン処理申出様式が必要となります。